

令和4年第1回

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

2月定例会会議録

令和4年2月14日 開会

同 日 閉会

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

令和4年第1回大阪府後期高齢者医療広域連合議会（2月定例会）会議録

令和4年2月14日（月曜日） 午後2時開議

○出席議員

1 番 岸本 栄	2 番 山田 はじめ
3 番 塩中 一成	4 番 川嶋 広稔
6 番 大林 健二	7 番 高木 公香
8 番 荒木 眞澄	9 番 石川 勝
10 番 服部 浩之	11 番 田口 敬規
12 番 板東 敬治	13 番 樽井 佳代子
14 番 山本 忠司	15 番 中野 学
16 番 谷口 美保子	17 番 土原 こずえ
19 番 村井 浩二	20 番 中川 達夫

○欠席議員

5 番 米田 敏文
18 番 末下 広幸

○説明のため出席した者

広域連合長	野田 義和
副広域連合長	永藤 英機
副広域連合長	辻 宏康
副広域連合長	田代 堯
事務局長	藤井 清美
事務局次長兼 総務企画課長	増田 宣典
資格管理課長	桑田 直記
給付課長	石田 英之

○職務のため出席した者

書記	有光 修
書記	平 佳子

○議事日程

- | | | |
|---------|-------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任
について同意を求める件 |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 令和 3 年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計
補正予算（第 1 号）の件 |
| | 議案第 3 号 | 令和 3 年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者
医療特別会計補正予算（第 3 号）の件 |
| 日程第 6 | 議案第 4 号 | 令和 4 年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計
予算の件 |
| | 議案第 5 号 | 令和 4 年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者
医療特別会計予算の件 |
| | 議案第 6 号 | 大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例の件 |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例の件 |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の
一部を改正する条例の件 |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 大阪府後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画作成の件 |
| 日程第 1 0 | 議員提出議案第 1 号 | 大阪府後期高齢者医療広域連合議会会議規則の
一部改正の件 |

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時00分 開議

○服部議長 ただいまより令和4年第1回大阪府後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を開会いたします。

開会に際し、広域連合長よりご挨拶があります。

野田広域連合長。

[広域連合長 野田義和君 登壇]

○野田広域連合長 連合長を務めております東大阪市長の野田でございます。

議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

昨今の後期高齢者医療制度を取り巻く状況といたしまして、国においては、一定所得以上の方の窓口負担割合を2割にすることについて、施行日を令和4年10月1日と確定されました。また、オンライン資格確認の本格運用が開始となりましたので、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が可能となりますことから、引き続き、広域連合におきましても被保険者の方への周知を予定しております。

そのような中、最近では、1月中旬頃からオミクロン株の新型コロナウイルスによる第6波が来るなどにより、各自治体においては、住民に対する様々な支援や感染症予防対策、ワクチン接種の促進など大変な状況が続く中、議員各位におかれましても、日々、奮闘されておられることと存じます。

本日の定例会におきましては、保険料の改定を含む条例の一部改正や令和4年度予算等の案件についてご審議をいただくこととしております。議案の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。何とぞよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

私ども広域連合といたしましては、様々な課題に対し国の動向を注視し、関係市町村と連携しながら適切な対応を図ってまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、引き続き格段のご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○服部議長 本日の出席議員は18名です。議員定数20名の半数以上の定足数に達しています。

なお、5番、米田敏文議員、18番、末下広幸議員からは、本日の定例会を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告を申し上げます。

これより会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番、塩中一成議員、4番、川嶋広稔議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日、2月14日の1日としたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○服部議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日、2月14日の1日と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、現金出納検査結果報告書ですが、令和3年10月分から令和3年12月分までの現金出納検査が実施されました。それぞれの結果について、監査委員から議長宛て報告がありましたので、お手元の書類のとおり、私からご報告を申し上げます。

次に、お配りしております陳情書ですが、令和4年1月28日に提出がありましたので、皆様にご報告を申し上げます。

日程第4、議案第1号「大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野田広域連合長。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 議案第1号「大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件」についてご説明いたします。

副広域連合長につきましては、広域連合規約第12条において、関係市町村の長のうちから議会の同意を得て選任することと規定されておりますことから、副広域連合長に阪南市長の水野謙二氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○服部議長 説明が終わりました。

議案第1号につきましては、質疑及び討論の通告はありません。

これより採決いたします。

本案につきまして、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○服部議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第5、議案第2号「令和3年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件」及び議案第3号「令和3年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件」、以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤井事務局長。

〔事務局長 藤井清美君 登壇〕

○藤井事務局長 議案第2号、第3号につきまして、一括してご説明いたします。

まず、議案第2号「令和3年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

資料につきましては、左上に「議案第2号」と標記しております令和3年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）予算書・説明書の3ページをご覧ください。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億1,873万4,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、9ページ以降の一般会計補正予算に関する説明書により、ご説明いたします。

先に歳出からご説明させていただきますので、16ページ、17ページをご覧ください。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金等、2目償還金を7,000円増額しております。これは、令和2年度に受入れ超過となりました国庫補助金に係る返還金の増額によるものでございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、14、15ページにお戻りください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市町村負担金を1,455万9,000円減額いたしまして、4款1項1目繰越金を1,456万6,000円増額しております。これは、11月議会でご承認いただきました令和2年度決算認定による繰越金1,456万6,000円から、先ほど歳出で説明をいたしました国庫への返還金7,000円を差し引いた額1,455万9,000円を市町村負担金から減額するものでございます。

続きまして、議案第3号「令和3年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件」につきましてご説明いたします。

資料につきましては、左上に「議案第3号」と標記しております令和3年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）予算書・説明書の3ページをご覧ください。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ544億286万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1兆2,947億651万9,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、9ページ以降の令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書によりご説明いたします。

先に歳出から説明させていただきますので、16、17ページをご覧ください。

3款1項1目特別高額医療費共同事業拠出金を2億730万7,000円増額しております。これは、国保中央会が実施している特別高額医療費共同事業に係る拠出金が当初の見込みより増加したことによるものです。

5款1項基金積立金、1目医療給付費準備基金積立金を184億124万2,000円増額しております。これは、令和2年度決算認定による剰余金の一部及び医療給付費準備基金の運用益を同基金に積み立て、医療給付費の予想外の増加や、次期以降の保険料増加抑制に充てるためのものでございます。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金等、1目償還金を357億9,431万5,000円増額しております。これは、令和2年度に受入れ超過となった市町村、国及び府の医療給付費負担金並びに国庫補助金の各返還金の増額によるものでございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、14、15ページにお戻りください。

1款市町村支出金、1項市町村負担金、1目事務費負担金を2億5,025万8,000円減額しております。これは、11月議会でご承認いただきました令和2年度決算認定による繰越金の増額に伴い、市町村の事務費に係る負担金の一部不用になることによる減でございます。

次に、5款1項1目特別高額医療費共同事業交付金を2億730万7,000円増額しております。これは、歳出でもご説明いたしましたとおり、特別高額医療費共同事業に係る拠出金に対して増額交付が見込まれる当該交付金を増額するものでございます。

次に、6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金を67万円増額しております。これは、医療給付費準備基金の運用益の増額によるものでございます。

最後に、9款1項1目繰越金を544億4,514万5,000円増額しております。これは、令和2年度決算認定によりまして前年度繰越金が確定したことによるものでございます。

議案第2号、第3号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○服部議長 説明が終わりました。

議案第2号及び議案第3号につきましては、質疑及び討論の通告はありません。

これより採決いたします。

本件につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○服部議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第4号「令和4年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件」、議案第5号「令和4年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件」及び議案第6号「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件」、以上3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤井事務局長。

〔事務局長 藤井清美君 登壇〕

○藤井事務局長 議案第4号、第5号及び第6号につきまして、一括してご説明いたします。

まず、議案第4号「令和4年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件」についてご説明いたします。

資料につきましては、左上に「議案第4号」と標記しております令和4年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算書の1ページをご覧ください。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ1億9,278万3,000円と定めまして、第2条では、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。第3条におきまして、一時借入金の最高額を6,000万円に定めております。

次に、2、3ページをご覧ください。

こちらでは、歳入歳出予算の款項別金額及び合計額をお示しいたしております。

次に、4ページをご覧ください。

こちらでは、債務負担行為の事項等をお示しいたしております。

それでは、詳細につきましては、別冊になります令和4年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算に関する説明書によりご説明いたします。

まず、説明書の1ページに歳入の総括、2ページ及び3ページに歳出の総括を記載しております。

一般会計歳入歳出予算の総額は1億9,278万3,000円で、前年度比で2,594万4,000円、11.9%の減となっております。

次に、4ページ、5ページをご覧ください。

歳入の主な内訳でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市町村負担金につきましては、1億8,992万5,000円を計上し、前年度と比較して2,715万9,000円の減となっております。主な理由といたしましては、歳出におけるOAメールサーバーの機種更新に係る経費の減等に伴い、市町村の事務費負担金を減額するものでございます。

次に、6ページ、7ページをご覧ください。

歳出の主な内訳でございます。

6ページ中段の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、1億6,416万3,000円を計上し、前年度と比較して311万円の減となっております。主な理由としましては、市町村派遣職員人件費負担金の減によるものでございます。

次に、8ページ、9ページをご覧ください。

同じく2款総務費、1項総務管理費、2目電子計算費につきましては、2,164万2,000円を計上し、前年度と比較して2,292万5,000円の減となっております。主な理由といたしましては、前年度に実施しましたOAメールサーバーの機種更新が不要となることなどによるものでございます。

次に、12ページ、13ページをご覧ください。

こちらには、特別職及び一般職の給与費明細書をお示しいたしております。

次に、14、15ページをご覧ください。

こちらには、債務負担行為に関する調書として、年度をまたいで業務を行う必要のある事項をお示ししております。

議案第4号に関する説明は以上でございます。

続きまして、議案第5号「令和4年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件」についてご説明いたします。

特別会計につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定によりまして、後期高齢者医療に関する収入及び支出について、特別会計を設けることが義務づけられてい

るものでございます。

それでは、資料につきましては、左上に「議案第5号」と標記しております令和4年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算書の1ページをご覧ください。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1兆2,481億1,296万円と定め、第2条では、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。第3条におきましては、一時借入金の最高額を700億円と定め、第4条では、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

次に、2ページ、3ページをご覧ください。

こちらでは、歳入歳出予算の款項別金額及び合計額をお示しいたしております。

次に、4ページをご覧ください。

こちらでは、債務負担行為の事項等をお示しいたしております。

それでは、詳細につきましては、別冊の令和4年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書によりご説明いたします。

まず、説明書の1ページに歳入の総括を、2ページ、3ページに歳出の総括を記載いたしております。

歳入歳出予算額の総額は1兆2,481億1,296万円で、前年度比較で154億4,354万3,000円、1.3%の増となっております。

次に、4ページ、5ページをご覧ください。

歳入の主な内訳でございます。

1款市町村支出金、1項市町村負担金、1目事務費負担金につきましては、資格管理事務及び保険給付事務に係る人件費並びに事務費等の負担金ですが、窓口負担割合に係る制度変更への対応やシステムサーバーのクラウド化に係る経費の増等に伴い、前年度より増額するものでございます。

2目保険料等負担金は、市町村が徴収した保険料及び保険基盤安定に係る負担金、3目療養給付費負担金は、療養給付費に係る定率の市町村負担金ですが、いずれも被保険者数の増加に伴い、前年度より増といたしております。

なお、被保険者数見込みは123万6,590人で、前年度比較で3万1,216人の増加を見込んでおります。

2款国庫支出金の1項国庫負担金及び2項国庫補助金とも増となっておりますが、主な理

由といたしましては、被保険者数の増加に伴う保険給付費の増などによるものでございます。

次に、6ページ、7ページをご覧ください。

3款府支出金、1項府負担金及び4款1項支払基金交付金につきましても、被保険者数の増加に伴う保険給付費の増により、前年度より増といたしております。

5款特別高額医療費共同事業交付金は、レセプト1件当たり400万円を超えるもののうち、200万円を超える部分であります特別高額医療費の共同事業に対する交付金でございますが、対象となる医療費の総額が今年度実績を踏まえて増加見込みであるため、前年度より増としております。

次に、8ページ、9ページをご覧ください。

8款繰入金、1項基金繰入金、1目医療給付費準備基金繰入金の95億円につきましては、令和4年度、5年度の保険料改定に当たり、同基金から2年間で190億円を保険料軽減のための財源として投入することといたしまして、初年度として令和4年度に繰入れする金額でございます。

次に、12ページ、13ページをご覧ください。

歳出の主な内訳でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の主な内容につきましては、資格管理事務、保険給付事務に係る委託料、人件費負担金、通信運搬費及び手数料等でございますが、31億4,277万7,000円を計上し、前年度と比較して8億6,269万1,000円の増となっております。主な理由といたしましては、窓口負担割合に係る制度変更への対応に伴う事務経費の増などによるものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをご覧ください。

上段の2目電子計算費につきましては、8億8,743万6,000円を計上し、前年度と比較して3億4,746万6,000円の増となっております。主な理由としましては、窓口負担の制度変更やシステムサーバーのクラウド化に伴い、標準システム等の改修が必要となることなどによるものでございます。

中段の2款保険給付費につきましては、令和4年10月から施行される窓口負担割合の制度変更による減要素なども反映いたしましたが、被保険者の増加に伴い、総額では前年度より増といたしております。

続きまして、16ページ、17ページをご覧ください。

下段の4款保健事業費、1項健康保持増進事業費、2目保健・介護予防の一体的実施事業

費につきましては、実施予定市町村数が、28市町から36市町に増加したことにより、前年度より増といたしております。

次に、20ページ、21ページをご覧ください。

こちらには、特別職及び一般職の給与費明細書をお示しいたしております。

次に、22ページ、23ページをご覧ください。

こちらには、債務負担行為に関する調書をお示しいたしております。

議案第5号に関する説明は以上でございます。

続きまして、議案第6号「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件」につきまして、ご説明いたします。

資料につきましては、左上に「議案第6号」と標記しております提出議案をご覧ください。

後期高齢者医療制度における各保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、2年を通じて財政の均衡を保つよう算定することとなっております。このため、令和4年度及び令和5年度における保険料率につきまして、新たに条例において規定するものでございます。

第8条の8といたしまして、令和4年度及び令和5年度の所得割率を0.1112とし、第9条の8といたしまして、令和4年度及び令和5年度の被保険者均等割額を5万4,461円とし、第10条といたしまして、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令に基づきまして、保険料の賦課限度額を66万円に改め、合わせまして、保険料均等割額の軽減特例見直しに係る規定整理を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和4年4月1日としております。

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正の説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○服部議長 説明が終わりました。

議案第4号、議案第5号及び議案第6号につきましては、質疑及び討論の通告はありません。

これより採決を行います。

本件につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○服部議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号「大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤井事務局長。

〔事務局長 藤井清美君 登壇〕

○藤井事務局長 議案第7「大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件」についてご説明いたします。

資料につきましては、左上に「議案第7号」と標記しております提出議案をご覧ください。

令和3年10月に大阪府において人事委員会の勧告等を踏まえ、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部が改正されたことを受けまして、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例についても、当該条例改正に準じ所要の改正を行うものです。

内容につきましては資料記載のとおり、期末手当を規定している第20条第2項について、職員の期末手当を引き下げる改正となります。

施行期日は、公布の日から施行し、改正後の規定は令和3年4月1日に遡及して適用いたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○服部議長 説明が終わりました。

議案第7号につきまして、質疑及び討論の通告はありません。

これより採決いたします。

本件につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○服部議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号「大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤井事務局長。

〔事務局長 藤井清美君 登壇〕

○藤井事務局長 議案第8号「大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の件」についてご説明いたします。

資料につきましては、左上に「議案第8号」と標記しております提出議案をご覧ください。

本条例の改正理由は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律によ

る関係法令の整備に伴い、当該整備箇所を引用している条項について、所要の改正を行うものです。また、統計法等を引用している条項について、現行の統計法の規定を引用する改正を行うものです。その他、地方独立行政法人の定義を明確化するため、地方独立行政法人法を引用する改正を行うものです。

内容については、資料記載のとおりです。

施行期日は、公布の日から施行します。ただし、附則にありますとおり、改正する条例の第2条の規定は、令和4年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○服部議長 説明が終わりました。

議案第8号につきましては、質疑及び討論の通告はありません。

これより採決いたします。

本件につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○服部議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号「大阪府後期高齢者医療広域連合第4次広域計画作成の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤井事務局長。

〔事務局長 藤井清美君 登壇〕

○藤井事務局長 議案第9号「大阪府後期高齢者医療広域連合第4次広域計画作成の件」につきましてご説明いたします。

広域計画は、地方自治法第291条の7の規定に基づき、広域連合及び広域連合を組織する市町村の事務運営の指針とするとともに、後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に処理するために作成するものでございます。

当初の計画を平成19年に作成して以来、5年ごとに改定を行っておりまして、今般、令和4年度からの第4次広域計画を作成するため、ご提案申し上げるものでございます。

広域計画の構成についてでございますが、計画の趣旨や制度の現状、課題について記載するとともに、計画の柱となります後期高齢者医療制度の実施に関連して、広域連合及び関係市町村が行う事務について、基本方針及び事業計画を記載しております。

また、第4次広域計画の期間につきましては、令和4年度から8年度までの5年間として

おりますが、必要に応じて、随時、改定を行うこととしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○服部議長 説明が終わりました。

議案第9号につきましては、質疑及び討論の通告はありません。

これより採決いたします。

本件につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○服部議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議員提出議案第1号「大阪府後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

13番、樽井佳代子議員。

〔13番 樽井佳代子君 登壇〕

○樽井議員 羽曳野市の樽井佳代子でございます。

広域連合議員を代表いたしまして、議員提出議案第1号「大阪府後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正の件」につきまして、ご説明いたします。

本議案は、議員活動と家庭生活との両立支援をはじめとした男女の議員が活躍しやすい環境整備の一環として、育児、看護、介護、配偶者の出産補助を会議への欠席事由として明文化するとともに、議員の出産については、産前及び産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、請願の取扱いにおいて、一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものです。

その他、引用部分の条ずれ等を整備するものです。

説明は以上でございます。

○服部議長 説明が終わりました。

議員提出議案第1号につきましては、質疑及び討論の通告はありません。

これより採決いたします。

本件につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○服部議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

広域連合長から閉会のご挨拶があります。

野田広域連合長。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 今回の定例会におきましては、上程議案につきまして原案のとおりご承認をいただき、厚くお礼申し上げます。

当広域連合におきましては、今後とも後期高齢者医療制度の安定的な運営に向け取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○服部議長 これをもちまして、令和4年第1回大阪府後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

議 長 服部 浩之

署 名 議 員 川嶋 広稔

署 名 議 員 塩中 一成